

青梅市学童保育所 平成30年度入所申請を受け付けます

平成30年4月から学童保育所へ入所を希望する方(現在入所中の方や待機中の方も含む)は、「平成30年度青梅市学童保育所のしおり」をご確認のうえ、受付指定日に申請をしてください。

なお、下表の点が29年度から変更となっており、入所申請をする方は必ずしおりをご確認のうえ、申請をしてください。

入所対象児童 30年4月1日以降、市内に居住する1年生〜6年生の児童(転入予定を含む)で保護者が入所要件に該当する児童

※入所要件は、しおりをご確認ください。
※布場所 子育て推進課(市役所1階12番窓口)、各市民センター、市内の各保育園および幼稚園
※各施設の閉所時は配布できません。
※市ホームページでダウンロード可
※子育て推進課以外では、部数に限りがあります。

申請方法 次の書類をご用意のうえ、受付指定日に、子育て推進課へ申請をしてください。
▽平成30年度入所申請書 兼児童台帳(全頁)
▽就労証明書等の父母の入所要件を証明する書類(全頁)
▽その他(必要な方のみ) ※詳細は、しおりをご確認ください。
※書類が不足している場合、受付できません。
※印鑑(朱肉を使うもの)をお持ちください。
※子育て推進課以外では受け付けできません(郵送不可)
※受付指定日は、左表をご確認ください。

育成料 月額5千円
※別途おやつ代1千500円
※育成料を滞納している場合、利用者負担の公平性の観点から、入所選考において減点をします。
注意事項
▽開所時間や延長保育等についてはしおりをご確認ください。

入所申請受付日時

Table with columns: 受付日, 受付時間, 入所を希望する学童保育所. Lists application dates from 12/1 to 12/22 and corresponding nursery locations.

※指定受付日に申請ができない場合、別の受付日に申請をしてください。
※申請は第1週に集中することが予想されますが、表中の期間内の受付日であれば、申請日は入所選考に影響しません。

民間学童保育所について

市内には、国や市が定める基準を満たした民間学童保育所が2か所あります。運営はすべて民間事業者が行っているため、入所等の詳細については直接お問い合わせください。

Table with columns: 名称・事業者, 所在地・電話, 定数. Lists private nursery facilities like NICOLAND and オルオルネクストかべ知創.

育成料 月額5千円
※別途おやつ代1千500円
※育成料を滞納している場合、利用者負担の公平性の観点から、入所選考において減点をします。
注意事項
▽開所時間や延長保育等についてはしおりをご確認ください。

平成30年度からの変更点
○4月入所申請の受付日
○減免の適用開始月
○自営業の方が必要な添付書類
○同居の祖父母の有無
○入所要件の追加・変更
○クラブの新設と定数変更



青梅市学童保育所一覧

Table listing all nursery clubs (e.g., 第一こどもクラブ, 第二こどもクラブ) with their names, locations, and capacities.

11月12日〜25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

暴力は、その対象や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の権利を著しく侵害するものであり、女性の約10人に1人が「配偶者からの暴力」に悩み、苦しんでいます。

この期間は、男女平等参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。毎年11月12日から「女性に対する暴力撤廃国際日」にあたる25日まで、国、地方公共団体、その他関係団体が協力して「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

☆配偶者暴力(DV)
配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。「暴力」は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、脅す、怒鳴る、実家や、性的暴力も含まれます。
☆デートDV
男女間における暴力は、夫婦間だけで起こる問題ではありません。婚姻関係に

子どもからの人権メッセージ発表会 & 講演と音楽のつどい
第14回子どもからの人権メッセージ発表会
日時 11月12日(日) 午後1時〜4時(零時30分開場)
会場 たましんRISUR Uホール(立川市市民会館)大ホール
出演 講師・歌 佐久間レイ氏、ピアノ 佐田詠夢氏、合唱 少年少女合唱団アヴニール
定員 先着800人
入場無料
その他 手話通訳あり▽有料駐車場は台数に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

直接会場へ 立川市生活安全課 ☎042・523・2111
問い合わせ 立川市生活安全課 ☎042・523・2111
1、市市民安全課市民相談係
直接会場へ あきる野市市民課 ☎042・558・1211
6、市市民安全課市民相談係

11月13日〜19日は 「女性の人権ホットライン」強化週間 全国一斉

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。これらの女性をめぐるとまざままな人権問題の解決を図るため、東京法務局人権擁護部に女性の人権ホットライン ☎0570・070・810(平日の午前8時30分〜午後5時15分)を開設し、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員、法務局職員が電話相談にに応じています。

☆一人で悩まず相談を
配偶者などの暴力で困ったときは、一人で悩まず相談窓口は、一人でも相談を。秘密は守られます。
☆DV相談窓口
▽市役所 ☎22・1111(月〜金曜日・午前8時30分〜午後5時)
▽東京ウイメンズプラザ ☎03・5467・2455(毎日・午前9時〜午後9時)

▽東京都女性相談センター ☎03・5261・3110(月〜金曜日・午前9時〜午後8時)
▽東京都女性相談センター ☎042・522・タ1多摩支所
お問い合わせ 企画政策課

11月13日〜19日は 「女性の人権ホットライン」強化週間
お問い合わせ 企画政策課
お問い合わせ 企画政策課

お問い合わせ 企画政策課
お問い合わせ 企画政策課
お問い合わせ 企画政策課

